

鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））
認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））認定事業者貨物誘致支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、条例第4条第1項の規定により産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型）の認定を受けた事業者に対し、物流経費の一部を補助することにより、本県への企業立地の促進とともに境港の活性化を図り、県内の経済の活性化に資することを目的として交付する。

（定 義）

第3条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）補助事業開始日

第5条第1項に規定する補助事業を開始する日をいう。

（2）認定事業者

第7条第1項の規定による事業認定を受けた者をいう。

（3）TEU

コンテナの単位をいい、20フィートコンテナ1本を1TEU、40フィートコンテナを2TEUとする。

（補助対象者）

第4条 本補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、令和5年7月13日以降に条例第4条第1項の規定により産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型）の認定を受けた者及び廃止前の鳥取県産業成長応援条例第3条第1項の規定により産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ）の認定を受けた者とする。

2 補助対象者には、境港大量貨物誘致促進支援事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付第200900208786号鳥取県商工労働部長通知）第5条に基づく認定を受けた者は含めないものとする。

（補助事業）

第5条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する者が、境港の外国貿易定期航路（境港に寄港する国際フィーダー航路を含む。以下「定期航路」という。）を利用し、貨物輸送を行う事業とする。

2 補助事業において、コンテナでの輸送が不適当な貨物又はコンテナ積載が不可能な形態の貨物は、当該貨物の体積、重量等の実態を考慮してTEUに換算するものとする。

(補助金の交付)

第6条 県は、第2条の目的の達成に資するため、補助事業を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、1 TEUにつき25,000円とし、上限は、補助事業開始日から5年を経過する日までの1年ごとに500万円とする。また、補助対象期間は事業開始日から5年以内とする。
- 3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業の認定)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助事業について、あらかじめ知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の事業認定の申請は、様式第1号によるものとする。
- 3 知事は、事業認定を行ったときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。

(事業認定の辞退)

第8条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業を中止し、または廃止したとき。
- (2) 補助事業の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第9条 認定事業者は、当該補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 認定事業者の名称、所在地の変更
- (2) 補助事業に係る境港の年間利用計画コンテナ数の2割を超える増減
- (3) 補助事業開始日の変更
- 2 前項の規定による承認（以下「認定変更承認」という。）の申請は、様式第4号により行わなければならない。
- 3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第10条 本補助金の交付申請は、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（一般投資型））第27条及び鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第29条に基づく交付決定（以下、「鳥取県産業未来共創条例施行要綱に基づく交付決定」という。）を受けた認定事業者が、補助事業開始日から1年間を経過するごとに、速やかに規則第5条の交付申請書を知事に提出して行うものとする。

- 2 補助事業開始日から1年以上経過した後に、鳥取県産業未来共創条例施行要綱に基づく交付決定を受けた場合の前項の申請については、補助事業開始日から起算して1年を経過するごとの鳥

取県産業未来共創条例施行要綱に基づく交付決定を受けた日の属する期間の実績から対象とする。

- 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第6号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第11条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）が行う規則第17条第1項の規定による報告書の提出は、規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第13条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第11条第1項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(雑 則)

第14条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月26日から施行し、令和5年7月13日以降に認定を受けた事業から適用する。
(鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（令和元年10月8日付第201900176961号鳥取県商工労働部長通知）は廃止する。
(鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援（産業成長事業（一般投資支援、成長・規模拡大ステージ））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条の事業認定を受けた補助事業については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。
- 4 旧要綱附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（平成24年4月2日付第201100197233号商工労働部長通知）第5条の事業認定を受けた補助事業については、旧要綱附則第3項の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））
認定事業者貨物誘致支援事業認定申請書

補助事業の認定を受けたいので、鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（令和5年10月26日付第202300085505号鳥取県商工労働部長通知）第7条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 補助事業開始日 年 月 日

4 補助事業開始日から遡って過去1年間の境港利用実績の有無
有 無

5 前項で利用実績が有る者の定期航路利用実績

航路	貨物の種類	数量 (TEU)
計		

(注) FEUは、TEUに換算して記載すること。

6 補助対象期間（予定）
年 月 日から 年 月 日まで

7 事業計画（コンテナ利用見込み） (単位：TEU)

航路	貨物の種類	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
計							

(注) FEUは、TEUに換算して記載すること。

8 他の補助金等の活用の有無（有・無）

(注) 1 他の補助金等の活用（予定を含む。）の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

- 2 「有」の場合は、表内に活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

9 担当者連絡先

部署名			
職氏名			
所在地	〒		
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			

(添付書類)

- 1 産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型）認定通知書（様式第2号）の写し
- 2 定款及び登記簿謄本の写し

様

職氏名

年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））
認定事業者貨物誘致支援事業認定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記のとおり補助事業の認定をしたので、鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（令和5年10月26日付第202300085505号鳥取県商工労働部長通知）第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 補助事業開始日 年 月 日
- 4 補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 事業計画（コンテナ利用見込み） (単位：TEU)

航路	貨物の種類	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
計							

(注) FEUは、TEUに換算して記載しています。

鳥取県知事

様

所在地

事業者名

代表者職氏名

年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））
認定事業者貨物誘致支援事業認定辞退届

年 月 日付第 号による事業認定（及び 年 月 日付第 号による事業認定変更承認）に係る補助事業を下記の理由により辞退したいので、鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（令和5年10月26日付第202300085505号鳥取県商工労働部長通知）第8条第1項の規定により届け出ます。

辞退の理由

（添付書類）

事業認定通知書の写し

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））
認定事業者貨物誘致支援事業変更承認申請書

年 月 日付第 号による事業認定（及び 年 月 日付第 号による事業認定
変更承認）に係る補助事業について、下記の変更をしたいので、鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創
事業（一般投資型、成長・規模拡大型））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（令和5年10月26
日付第202300085505号鳥取県商工労働部長通知）第9条第2項の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(1) 事業所の名称

(2) 事業所の所在地

(3) 補助事業開始日 年 月 日

(4) 補助対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

(5) 事業計画（コンテナ利用見込み）

（単位：TEU）

航路	貨物の種類	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
	変更前						
	変更後						
	変更前						
	変更後						
合計	変更前						
	変更後						

(注) FEUは、TEUに換算して記載すること。

(添付書類)

補助事業者の名称・住所の変更があった場合のみ、定款・登記簿謄本を添付

様

職氏名

年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））
認定事業者貨物誘致支援事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについては、年 月 日付第 号による
事業認定（及び年 月 日付第 号による事業認定変更承認）に係る補助事業を下記のとおり
変更することを承認したので、鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡
大型））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱（令和5年10月26日付第202300085505号鳥取県
商工労働部長通知）第9条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 補助事業開始日 年 月 日
- 4 補助対象期間
年 月 日から 年 月 日まで

5 事業計画（コンテナ利用見込み） （単位：TEU）

航路	貨物の種類	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
計							

（注）FEUは、TEUに換算して記載しています。

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））
認定事業者貨物誘致支援事業実績報告書

年 月 日付第 号で認定された補助事業について、鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により 年度の補助事業実績報告書を提出します。

記

1 補助対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用実績（ 年 月 月～ 年 月 日）

航路	貨物の種類	数量（TEU）
計		

（注）FEUは、TEUに換算して記載すること。

3 他の補助金等の活用の有無（有・無）

（注）1 他の補助金等の活用（予定を含む。）の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

2 「有」の場合は、表内に活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 担当者連絡先

部署名			
職氏名			
所在地	〒		
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			

（添付書類）

- 1 船荷証券等利用実績が分かる書類の写し
- 2 鳥取県産業未来共創補助金（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））交付決定及び交付額確定通知書（様式第7号）の写し
- 3 その他、県が必要と認める書類の写し

職氏名 様

住所

申請者 氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））
認定事業者貨物誘致支援事業補助金交付申請書

年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））認定事業者貨物誘致支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））認定事業者貨物誘致支援事業
算定基準数量（見込み）	
交付申請額	
添付書類	年度鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型、成長・規模拡大型））貨物誘致支援事業実績報告書

（注）

- 1 算定基準数量が確定している場合は「算定基準数量」欄の「（見込み）」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。